

秋の行政相談週間

10月16日(月)から22日(日)は「行政相談週間」です。
毎日の暮らしの中で、国の行政に関する苦情や意見、要望などがある場合は、行政相談委員にご相談ください。

庄原市では7人の行政相談委員が相談に応じています。各地域の相談委員と相談日、相談場所は次のとおりです。住んでおられる地域以外でも相談に応じます。お気軽にご相談ください。

地域	氏名	自宅電話番号	定期相談日	定期相談場所
庄原	なかやま ただあき 中山 忠昭	0824-72-5873	毎月第3木曜日 13時30分～16時30分	庄原市老人福祉センター ☎0824-72-5151
西城	だて まさのぶ 伊達 正信	0824-82-3256	10・12・2月の第3木曜日 13時30分～16時30分	しあわせ館 ☎0824-82-3351
東城	もうり ひさえ 毛利妃沙恵	08477-2-4027	毎月第3木曜日 13時30分～16時30分	東城町老人福祉センター ☎08477-2-0488
□和	いしだ いずなり 石田 渌也	0824-89-2022	11・2月の第3木曜日 13時30分～16時30分	□和老人福祉センター ☎0824-89-2320
高野	にしもと ほうしょう 西本 法照	0824-86-2124	9月28日(木) 10時～15時	庄原市役所高野支所 ☎0824-86-2115(市民課)
比和	むらお こうきち 村尾 孝吉	0824-85-2209	毎月第3木曜日 13時30分～16時30分	比和文化会館 ☎0824-85-3005(教育課)
総領	たなべ たけし 田邊 剛	0824-88-2446	毎月10日 9時から12時	総領健康福祉センター ☎0824-88-3110(保健福祉係)

- 定期相談日が、相談場所の閉館日にあたる場合は、日時の変更又は中止となります。
- 定期相談日以外の日にも、各委員の自宅で相談を受け付けています。
- 問い合わせ 市民生活課生活安全係 ☎0824-73-1154

消費生活相談

内職商法に気を付けて

(業務提供誘引販売取引)

内職商法とは、電話やチラシ、インターネットなどで「仕事を紹介します」「簡単に高収入が得られます」などと勧誘し、仕事を始めるにあたって、高額な商品や資格講座を契約させる商法で、実際には説明どおりの収入が得られなかったり、仕事を紹介されなかったりすることがほとんどです。

「いつでも好きなときに簡単にできる」「楽にお金が稼げます」「資格を取れば、仕事をあっせんします」などといった勧誘には安易に乗らず、契約する前に契約書面やパンフレットなどをじっくり見て、仕事に本当に提供されるかどうか、資格が簡単に取れるか、収入の裏付けがあるかどうかを確認することが大切です。

事例

業者から自宅に電話があり、ホームページ作成の在宅ワークを勧められた。「パソコンを持っていない」と言うので、「パソコンと教材を購入し、自社の試験に合格すればすぐ仕事ができる。テストは簡単に合格できる」と、月30万円ぐらいの収入になる」と説明されたので、60万円のクレジットカードを組んで、パソコンと教材を購入した。しかし、業者のテストは難しくなかなか合格できない。

うますぎる儲け話には裏があります。最初に商品や資格取得などの高額な金銭の支払いを求める業者には、十分な注意が必要です。

■問い合わせ

消費生活相談コーナー
(市民生活課生活安全係内)
☎0824-72-1228(直通)

また、契約してしまった場合でも、このような内職商法は特定商取引法により「業務提供誘引販売」として規制されており、契約書を受け取った日から20日間以内であればクーリング・オフが適用され、契約を一方的にやめられます。なお、業者が事実と違うことを言ったり、脅したりすることにより、消費者が誤認や困惑をして契約した場合、20日間を経過していてもクーリング・オフができる場合があります。勧誘を受けた時や契約をしてしまった時は、市の相談窓口へご相談ください。